

会議録

会議の名称	西東京市公民館運営審議会平成19年度第4回定例会会議記録
開催日時	平成19年7月18日（水曜日） 18時30分から20時40分まで
開催場所	田無公民館 第2学習室
出席者	<p>会長：野間春二 副会長：江原ひろみ 委員：細井邦夫、土田伸行、藤田律、古賀節子、伊波真貴子、武田雅子、森忠、石橋いづみ、加藤真理、上田幸夫、萩原建次郎 職員：相原館長、近藤事業係長、神田分館長、山本分館長、玉木分館長、香坂分館長、小林分館長</p>
欠席者	浅倉隆壽
議題	<p>(1) 第3回定例会の記録について (2) 報告事項 1.行政報告 2.事業計画書・報告書について 3.公民館だより編集室報告 (3) 協議事項 1.公運審委員の役割について (4) 事務連絡及び情報交換 (5) 次回の日程について</p>
会議資料の名称	<p>(1) 事業計画書 1.今子供を育てている人のために、やさしい環境講座（田無） 2.親子対象事業「ぼっかぼか田無」（田無） 3.若い人のための自己発見講座 自分の心をノックしませんか（田無） 4.シニア対象「地域入門講座」 初歩から学ぶ西東京市（田無） 5.年金講座（芝久保） 6.ワイン入門・パート2（谷戸） 7.働いている方のための初心者卓球教室（住吉） 8.子育て中の女性のための講座 素敵にマイライフ（ひばり）</p> <p>(2) 事業報告書 1.哲学の広場 お金で買えないもの（谷戸） 2.グローバリゼーション 新たな公共性を求めて（谷戸） 3.第二の夕張市にならないために 地方財政破綻の教訓に学ぶ（住吉） 4.家庭犬から災害救助犬をめざせ（住吉） 5.子供いろいろ体験教室 工作とジャンケンゲーム（住吉） 6.手作り絵本講座（ひばり）</p>
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

会議内容

(1) 第3回定例会の記録について

会長：

特に申し出がないようなので送付の資料のとおりとする。

(2) 報告事項

1. 行政報告

館長：

7月1日付で、全庁の組織改正が行われた。公民館については、組織名称の変更のみである。従来課名は保谷公民館であったが、公民館に変更になった。施設名は従来どおりなので、保谷公民館もそのままの呼称となる。係名の変更もない。

部制についてだが、教育委員会は生涯学習部、学校教育部ともに廃止になり、教育部に改称し、この1部に統合された。教育長は、この提案に対して最後まで2部制を主張したが、結論的には止めることはできなかった。

(仮称)駅前公民館についてだが、ビル工事の延伸の影響で公民館のオープンが大幅にずれることになった。延伸期間については不確定であるが、市としては1日でも短縮できるように関係部署が協議中だ。公民館の対応としては、住吉公は予定どおり3月に閉館するので、駅ビル内にオープンするまでの代替施設を用意することにした。今日時点では、保谷庁舎の東分庁舎地下会議室を最有力候補とし、市長部局と交渉中だ。代替施設の件については、8月4日と8月11日に開催予定の市民説明会までには、決せられるよう努力する。正式オープンの日程等については、その都度情報提供したい。

会長：

市教委の1部制については、大変残念な結果であると思う。

2. 事業計画書・報告書について

会長：

意見を聞く。

委員：

田無公の若い人のための自己啓発講座は、大変珍しく感じたが、これまでも企画があったか。対象者が集まるのかが心配だ。見通しを聞きたい。

職員：

昨年も実施しており、定員を満たしている。担当者は、手ごたえを感じて企画しており、ニーズはあると思う。

委員：

田無公で保育付講座が2つ提案されている。保育付は申込が多いと聞く、同じ時期でもあり、タブって申し込みをする人が出ないように注意をして、多くの人に受講してほしい。

職員：

テーマがまったく異なること、構成への母親の学習機会の提供と親子対象の講座という差もある。参加する世代は同じだが、ねらいは異なるものと考えている。ただし、指摘の点については、受付時に十分注意を払いたい。

委員：

芝久保の年金講座は時宜を得た良い講座と評価したい。ただし、在勤者を対象にしながら平日昼間では、通常参加できない。講師の都合か。

谷戸の哲学講座の記述に、不測の事態が起きている様子が伺えるが、状況を説明してほしい。

職員：

確かに平日では出席できない人も出ると思うが、年金問題は関心事であり、平日に行っても多くの申し込みがあると考えている。ただ、在勤と銘打つ以上は、今後は配慮の欠くことのないように注意したい。

職員：

講座の性格上、自己の考えを主張できる、して良い場である。しかし、それも一定のルールに則って行われるべきことであり、冗長に、攻撃的に、誰に対しても議論を持ちかけるために、参加者が途中で退席してしまったり、講師にも意見をしてしまうこともあったと聞く。この方は、哲学の広場に限らず、または当公民館以外でも、同じようなトラブルを起している。

今月の職員会議で議題にして、全職員の共通認識とし、対処法を協議したい。

委員：

住吉公の財政問題講座の報告書には、他の施設でも学習会を行ってほしいという意見が書かれているが、こうしたことを全職員が共有するシステムはあるのか。

職員：

だよりの編集会議では出ることもある。

職員：

6館の職員会議の席で、個々の講座の反省はしていないので、共有をするシステムは存在しないが、この報告書や議事録も全館に配っており、各人が目にすることは可能、また、各分館長がこの場での意見や質問は翌日には伝えている。

委員：

公民館の講座に参加すれば、いろいろなきっかけ作りにはなると思うが、参加者による自主的な仲間づくりが大切であると思う。

例えば、ひばり公の手づくり絵本の講座の記述でも、残念ながらサークル化に結びつかなかったということがある。今後の方向性に記述する事項も、その当たりの市民の意向を確認したりする必要もあると思う。参加者が主体者となれる講座がぜひ必要だと思う。

職員：

今後の方向性には、市民の意向を十分踏まえて記載している。

委員：

今の発言の趣旨や方向性は理解できるが、公民館の講座に参加すると何か義務を課せられるという感覚があるという意見を聞く。主体者というものと単なる参加者の中間に位置するものが必要かと思う。提案や人集めの工夫も必要かと思うが。

委員：

もしもそのようなマイナス面がクローズアップされてしまうのであれば、それはまずいことだと思うが、地域の仲間づくりは大切なことだと考える。PRについては、工夫が必要なことは認めたい。

先ほどの在勤者が昼間に通えるのかという件についてだが、公民館では夜間に講座をすることは困難なのか。

職員：

難しいことはない。講師の都合次第だと思う。

委員：

今回は昼間に行って、もしも大変希望が多いようであれば、近いうちに別の時間帯に行ってはどうか。

委員：

在勤者を平日昼間に勤務している人、だけに限定し過ぎるのもどうかと思う。夜間、土日勤務の人には、好都合だと思う。

会長：

講座の目的やターゲットにする年齢層をきちんと絞って企画することが大切だと思う。他になければ終結する。

3. 公民館だより編集室報告

委員：

7月号の反省、上田委員の1面の記事だが、大変読みやすかったという反響が届いている。公運審委員のルポについてだが、担当の2ヶ月前決定では遅いという意見があった。

今後の予定だが、8月号はエスperant講座参加者のルポと住吉公の日本語教室。9月号は、西東京市消費者の会とひばり公の親子囲碁サークル、10月号は、障害者スポーツ大会に参加するくるみ学級のスタッフを取材予定だ。

会長：

公運審の講座ルポについて、直近の執筆者に感想を述べてほしい。

委員：

2ヶ月前決定といっても、それから講座を選んでいたのでは、大変期日が厳しく、さらに講座を選択する余地はほとんどない。

会長：

前々回に提案があったにもかかわらず、年間を通して執筆者を決めた方が良いという提案を却下してしまったが、今の意見を聞くと、早く順番を決めた方が、事業選択の幅が広がるということのようだ。

委員：

サークル訪問もどういう方法で決まっていくのが良くわからないが、今回の決め方も、指名された人が好きな事業を選ぶということではなく、内容や館が偏らないように方向性を決めた方がいいのではないか。編集室で決めるということも検討してほしい。

委員：

今回執筆してみて、50行の中に書くほどの内容であったのか大変心配した。参加しました、事業の様子はこんなことでした、だけでは委員として紙面を使う内容なのか自問した。

会長：

そのあたりは、当然委員としての意見を含んで書くというのが前提だと思っている。

委員：

現実的な質問だが、委員として書くのか、市民の目線で書くのか。

職員：

編集室としては、公運審委員の立場で参加、投稿をお願いしている。

委員：

それであれば、もっと準備期間はほしい。

委員：

書く人の立場を考えれば、順番は早く決めてあげることが良いし、会長からはその点について提案があったのではないか、記事の内容の議論は別の機会に行うことだと思う。私は既に関した立場だが、読者の幅は広く、結局は常識的な記述にとどめないと批判が出ると思う。ただこの企画は、公運審委員が市内で活動していること、そのような存在があるということを示すという意味も含んでいる。

委員：

保谷市の時代に編集委員をしたことがある。田無の公民館だよりの1面は、委員が書いていると聞かされた。これは、書ける人がいたために可能であったことと思っている。誰でもできるというものではない。

西東京になって、前者の発言のように、公運審の存在を認知してもらうということもあり、会議日程を知らせることと、簡単な記事を書こうと決まった。昨年度は「つばや

き」で、今年は『参加報告』ということになった。市民の中には、熱心に私たちの動向を注視している人もおり、運審は何をしているのか見えないという意見を述べられたりもしている。

また、読者の立場で考えると、会員募集の記事を見たら、後はそれほど熱心に読みたい頁はない、というのが本音ではないかと思う。それだけに読んでもらえる記事を書かなければならないと思う。ということで、どの講座を訪問するというのは決めておいた方がよいのではないかと思う。

別件になるが、サークル訪問に連絡先が記載されるが、会員募集の記事とのバランスから考えて、連絡先は書かなくても良いと思う。

会長：

思わぬ方向に議論が進んでしまったため、だよりに対する問題提起は引き続き協議することとし、この際、今後の執筆者を指名したい、武田委員、古賀委員にお願いし、今後の予定も含め来月は決定したい。

暫時休憩する。

(19時26分休憩)

(19時33分再開)

(3) 協議事項

1. 公運審委員の役割について

副会長：

再開する。

今月は、職員の専門性ということについて、上田委員に問題提起をお願いして、意見を交換したい。

上田委員：

学校教員を養成する大学が編さんする十数冊の書物の執筆の依頼を受けた。その中には社会教育編があり、職員論を担当した。学校教員がどのように社教を思っているのか、どう捉え直すかという視点で書いた。

学校教育と社教の専門性だが、学校は誰れにでも良く見えると思うが、逆は認知されていないのではないか。学校は馴染みがあり、教科専門性という人に伝えやすいものはっきりしている。翻って社教は教科という概念もなく、国語・英語といった専門分野を問われるということはない。どうして専門性なのかが大変見づらい。

これは、40年近い公民館・社会教育暦を経て一昨年定年を迎えた旧浦和市の公民館長から聞いた話である。その人が大学生のときに入部していた「子供文化研究会」というサークルの合宿でのことだ。東北の農村で、夕方になると先生が子供たちの生活を見回すために自転車で家々を訪問し、地域の会合があればそれにも出席するという姿に感動したそうだ。そのときの教員の姿が公民館職員の原点になったということも彼は話している。各地で講演している人なので、この中にも聞いた人もいるのではないか。

学校教育を原点としており、その共通性を論じてはいない。学校の先生が地域の子供の姿を見ることが大切であるということ、私も教員志望でありながら、そうならずにも今に至っているが、考えると私の周りにも地域に目を向けていた教員がたくさんいた。社

教職員の専門性もこの点かと考える。

現在、社会教育職員になろうと思っていながらなれないでいる人はたくさんいる。専門性を資格と考えると社会教育主事も資格であるが、医師免許と比較したときに専門といえるのか。専門的な職業という点でも疑問符がつく状況だ。社教主事養成コースを持つ全国の大学の数は、220ほどと聞く。今もその数は増えているそうで、主事の養成には熱心である反面、資格を取っても実際には就職できる例は極稀である。定期的に採用しているのは、千葉県の君津市だけで、資格を取らせてもその職に就業する口がないのでは、看板に偽りありということになってしまう。こうした現実が、社会的な評価を下げてしまっているのではないか。

社会教育の仕事を「学習支援」とか、最近では「ファシリテーター」というような言葉で表現することはできるが、学校教育と比較したときの教科専門性がないという現実から、私たち研究者でさえも、その専門性を説明しようとしたときに多様な答えが出てきてしまう。または専門性の説明ができていないというのが現状ではないか。

学校教育では、指導主事という学校教育の教育課程等を指導する職があり、社会教育にも社教主事があり、教育行政の中では同じ立場になるが、社会教育を実践するものは、大変職務が曖昧に見られている。社会教育は実に多様な分野に及んでおり、そのことが専門性の根拠をも曖昧にしている。学校のように、理科の先生は理科を専門とするようなことはない。また、指導主事は、学校教員の経験を経て任命されるために現場の経験があるが、社教主事も公民館で働いて、経験を積んでから任命されるのなら良いが、今の市役所、教育委員会の職制上は、そのことも大変困難なことであろう。実は研究者も、この2つの分野を分けて研究してしまったということが、差を際立たせてしまったことにつながるのではないか。

委員：

私も、社会教育の専門性についてはよく理解できていない。ただ、これまでも施設に携わっている人は専門家として捉えてきたが、公民館の役割の一部しか市民に伝えられないのは、専門性を捉えきれないからだということが、はっきりしないのではないかと考えた。

上田委員：

社会教育主事は、文科系大学出身者が多いのではないかとと思うが、理科系の人もある。何を修得してなったのかがわかりづらいし、これも専門家としての専門性の高さの評価を難しくしている。どういう職員が良い職員なのか。

大学の養成コースで、どういう力をつけてもらいたいと考え、取り組んでいるのかも定かではない。各大学の生涯学習概論のカリキュラムが同じということはまずないと思う。社教主事の養成に決まりはなく、現場で考えるしかないのが現状だ。医学部でこんなことが許されるであろうか。学校によって教えることが違うということはないと思う。

この職員の専門性については、公運審が最も取り扱いにくい問題なのではなかろうか。ただ、小平市では、70年代にこの問題に取り組んで、職員論を答申している。

委員：

指導主事は学校現場の経験を生かして仕事を行うが、社教主事の経験は、地域で住民

と交わるということで、これは職員の質や姿勢が問われるということかと思う。どのように地域と交わるかという姿勢が大切で、その経験と工夫をもとにして、その上で学識を駆使して形にすべきなのではないか。そもそも職員の質を問うことは私たちにはできないし、どのような人が公民館に配属されるかで、中身が決まってしまう。最近、公民館職員も短期で異動してしまうので、市の人事に委ねられている部分大きい。

上田委員：

異動・配置に関していえば、学校教育でも同じこと。特に公民館だけがそうした現実に直面しているということではないと思う。

職員の資格と資質、姿勢の論議は良く出されること。教育は、関わる人の個性に影響されることが多い仕事だ。感動が必要な部分が多く、論理だけではすまない。教育の質を職員の資質の問題にすりかえると、議論にならなくなると思う。

委員：

専門性ということになると、教育者個人の問題ということだと思う。例えば、知識は豊富で識見も高いが、子供と話しをすることが不得手な教員もいる。その逆の教員もいる。こうしたいろいろの個性が重なり合って学校か、と考える。

公民館も、いろいろな人が切磋琢磨するのが質かと思う。

上田委員：

先生の力量は言われるとおりだが、公民館職員が地域の人を育てる力、努力によって人が集まってくる力が必要かと思う。そのためには、市民に対する理解も必要だし、社会教育の基本的な知識も必要であろう。とにかく、いろいろな情報を得る力だと思う。学習者理解が市民を理解する力だと思う。

学校でも、最近では専門家でない人が教員になることを認めている。校長の民間からの登用がそれだ。医者は無免許でなることはないと思うが、教育の専門性に対して乱暴な意見もあり、議論がしづらくなっているのは事実だ。本当にどういう仕事をし、したいと思っているのか、ということではないか。

委員：

事業評価は誰がすべきか。

上田委員：

公運審委員の仕事ではないか。

委員：

私は、公運審の委員が職員の質を向上させる役割を担うべきと考えている。

西東京市では、職員の入れ替えが激しく、短期で異動して行ってしまう。この仕事が好きという職員がいても、配置転換されてしまう場合も多い。かたや地方の公民館では在職期間の長い職員がいると聞く。

上田委員：

それは、市教委からも専門性を求められていないからなのではないか。専門家として

認められていないから、短期異動があるのではないかと思う。職員の短期異動は、西東京だけの現実ではなく、地方において在職が長いというデータはないと思う。

委員：

こうした現実には、市民とすればどのように対処すべきか。

上田委員：

評価できる仕組みを作ることだと思う。

委員：

社会教育主事の採用は大変珍しいということは、あまり重要視されていないということか。大学が養成しても、資格を使っていない人が大勢いるということか。

委員：

学校の先生の評価は、子供が生き生きと生活しているかどうかだと思う。社会教育の現場では、公民館は盛り上がりしており、この力を市民として、公民館主事を盛り立てる力にしたい。公運審は、さらに関わりを深くしていく、そこに市民の責任があるのではないかと考える。

委員：

盛り上げるといっても、職業として給与を得ている人と、無給の市民を同列に考えることはできないのではないか。

上田委員：

仕事は、市民の付託において発生するものである。

委員：

市民が盛り上げるということだけでなく、ともに高め合うという発想の方が、私は理解しやすい。

委員：

市民としてせつかく認めたとしても、結局は辞令書1枚なのではないか。

上田委員：

公民館主事に職業としての資格を認めさせる手続きが必要かと思う。社会教育主事の資格を持つことを確立させることだと思う。公民館主事として、Aの公民館からBの公民館へ異動するというのであれば、教員の異動と同等であるが、まったく職種の異なる市役所の部署に変わったのでは、意味が違ふと思う。公民館主事の社会的な評価は、社教主事に比してさらに低いと思う。

その意味でも、公民館に社会教育主事有資格者を多く迎え入れることが必要なのかもしれない。

副会長：

質疑は絶えないが、本日の職員の専門性については、この程度にとどめたい。来月は、荻原委員のレクチャーで、青少年期の活動について話を進めたい。本分配付の資料を事前に読んで来てほしい。

(4) 事務連絡及び情報交換

職員：

10月の関東甲信越静公民館研究集会の参加者を確認したい。日程は、10月11日の日帰りになる。会場は、栃木県宇都宮市。8人まで参加可能であるので、終了後に都合を確認したい。

委員対象の研修会を開催する予算があるので、期日を確認したい。10月か11月に行うことで調整したい。研修内容について意見があれば、事務局まで早めに報告してほしい。

(5) 次回の日程について

8月22日（水曜日） 18時30分

於：田無公民館 第二学習室

副会長：

他に意見がなければ、閉会とする。